

第116回 定時株主総会招集ご通知 インターネットによる開示事項

2024年1月1日から
2024年12月31日まで

<事業報告>

企業集団の現況に関する事項
当社グループの主要な事業内容
当社グループの主要な営業所および事業所
当社グループの従業員の状況
会計監査人の状況
内部統制システムの整備について

<連結計算書類>

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

<計算書類>

株主資本等変動計算書
個別注記表

<監査報告>

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
会計監査人の監査報告

株式会社レゾナック・ホールディングス

法令及び当社定款第15条に基づき、当社ホームページ(<https://www.resonac.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

企業集団の現況に関する事項

当社グループの主要な事業内容

部門	主要な事業内容
半導体・電子材料	半導体前工程材料、半導体後工程材料、デバイスソリューション
モビリティ	自動車部品、リチウムイオン電池材料
イノベーション材料	機能性化学品、機能性樹脂、コーティング材料、セラミックス
ケミカル	石油化学、化学品、黒鉛電極

当社グループの主要な営業所および事業所

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都港区	龍野事業所	兵庫県たつの市
関西支店	大阪府大阪市	横浜事業所	神奈川県横浜市
中部支店	愛知県名古屋市 静岡県浜松市	塩尻事業所	長野県塩尻市
九州支店	福岡県福岡市	小山事業所	栃木県小山市 大田原市
川崎オフィス	神奈川県川崎市	喜多方事業所	福島県喜多方市
徳山事業所	山口県周南市	大分コンビナート	大分県大分市
山崎事業所	茨城県日立市 ひたちなか市	川崎事業所	神奈川県川崎市
五井事業所	千葉県市原市 茨城県神栖市 千葉県野田市 徳島県徳島市	千葉事業所	千葉県市原市
下館事業所	茨城県筑西市 結城市 佐賀県神埼郡	秩父事業所	埼玉県秩父市
彦根川瀬事業所	滋賀県彦根市	先端融合研究所	茨城県つくば市他
松戸事業所	千葉県松戸市 千葉県香取郡	高分子研究所	茨城県つくば市他
彦根清崎事業所	滋賀県彦根市	計算情報科学研究センター	神奈川県横浜市他
東長原事業所	福島県会津若松市	共創の舞台	神奈川県横浜市
伊勢崎事業所	群馬県伊勢崎市	パッケージングソリューションセンター	神奈川県川崎市

(注) 上記は当社および(株)レゾナックの拠点であります。(株)レゾナック以外の当社子会社の拠点については、事業報告「1 企業集団の現況に関する事項(9)重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

当社グループの従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数
国内	12,538名	614名増
海外	11,398名	518名減
合計	23,936名	96名増

(注) 1. 当社の従業員数は338名(前期末比10名減少)であります。全員(株)レゾナックからの出向者です。
2. 当社グループの事業部門ごとの従業員数は下記のとおりであります。

部 門	従 業 員 数
半 導 体 ・ 電 子 材 料	8,143名
モ ビ リ テ ィ	6,143名
イ ノ ベ ー シ ョ ン 材 料	1,847名
ケ ミ カ ル	3,633名
そ の 他	4,170名

(注) 全社共通部門の従業員数については「その他」部門に含めて表示しております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①会計監査人としての報酬等の額

140百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

320百万円

(注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人および社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間および監査内容などを確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

2. 当社と会計監査人の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。

3. 当社の重要な子会社のうち、FIAMM Energy Technology S.p.A.、Resonac Graphite Spain S.A.U.、Resonac HD Singapore Pte. Ltd.、Resonac Materials (Thailand) Co., Ltd.、力森諾科(中国)投資有限公司、四川昭鋼炭素有限公司、力森諾科材料(蘇州)有限公司、力森諾科材料(東莞)有限公司、Resonac Materials Johor Sdn. Bhd.、Resonac Graphite Malaysia Sdn. Bhd.の10社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である会計基準のコンバージョン検討に関する助言業務等を委託しています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査役会は、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

内部統制システムの整備について

当社が内部統制システム(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制)として取締役会において決議した事項およびその運用状況の概要は次のとおりであります。

I. 内部統制システムの整備に係る基本方針

当社グループは、「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」の整備に関して、その基本方針を以下のとおり定

め、適切に運用する。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は、取締役会議事録等取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程類にしたがって取扱い、保存、管理する。
 - (2) 監査役は、必要ある都度、保存及び管理されている情報の開示・提供を受けることができる。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループはリスクマネジメントに関する規程を定め、その体制と責任範囲を明確にする。
 - (2) 当社グループを取り巻くリスクとその影響を認識のうえ経営判断を行うため、各種リスクの評価を含むリスクマネジメント全体の企画、実行の総括を行う専任部署を設置する。
 - (3) 頻度と影響度の重要性により抽出された重点リスクはリスクマネジメント委員会でその対策の方向性や妥当性について審議を行い、経営会議・取締役会に報告する。
 - (4) 個別重要案件は戦略リスク、オペレーショナルリスク、ハザードリスクの各面から経営会議で重点的な審議を実施する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、業務執行の機動性を向上させるため、執行役員を設置し、重要な業務執行の決定の一部を社長以下の執行役員に委任するとともに、経営の基本方針、内部統制システム整備の基本方針等の審議・決定ならびに取締役および執行役員の職務の執行の監督を重点的に行う。
 - (2) 各機能領域を統括する最高職務責任者(C X O)と各事業領域を統括する事業責任者(B U 長)を設置し、各々の職務権限、分掌業務を明確にすることで、業務を適切かつ効率的に行う。
 - (3) 当社グループの重要な事項に関して、社長が必要な諮問を行うため、また、取締役会の前置機関として、経営会議を設置する。
 - (4) 当社グループの目指す方向を長期ビジョン、グループ経営方針等で定め、当社グループ全体の課題および目標値を、年間実行計画(予算)として設定し、これに基づく業績管理を行う。
 - (5) 適切な情報管理、業務の標準化・効率化および内部統制の強化等の観点から、最高デジタル責任者(C D O)を配置し、最適な I T システムを構築し、運用する。
 - (6) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われているかを検証するため、内部監査に関する規程を定め、各部署を対象に内部監査部門による監査を行う。
4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループで働く全ての従業員が守るべき行動・ルールを定める「私たちの行動規範」を制定するとともに、コンプライアンスの強化のためにグループとして遵守すべき標準的な事項を「グローバル・コンプライアンス・スタンダード」等で規定する。
 - (2) 「グローバル・コンプライアンス・スタンダード」に基づき、各組織にコンプライアンス責任者を配置するとともに、グループのコンプライアンス全体を総括する専任部署を設置する。
 - (3) 当社グループのコンプライアンスに関する活動計画の策定、施策実施状況の評価はグループコンプライアンス委員会にて議論する。
 - (4) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備・運用するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。
 - (5) コンプライアンスに関する相談・通報窓口を設け、秘密の厳守を徹底し、弁護士等の協力を得て、通報者の不利益にならないよう配慮しながら適切かつ迅速に対応する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループはグループ経営理念としてパーパス(企業としての存在意義)とバリュー(私たちが大切にしている価値観)を定め、浸透を図る。
 - (2) 持株会社取締役会によるグループ全体に対する監督のもと、持株会社である当社と、事業会社である(株)レゾナックは、経営陣を兼任し、両社の経営会議および管理部門を一体的に運営することで、効率的かつ効果的な経営を行う。
 - (3) グループ会社管理の基本方針を「グループ経営規程」に定める。また、グループ会社の重要事項は当社の経営会議・取締役会での審議を行うとともに、財務状況等の経営情報について、当社への報告を義務づける。
 - (4) 当社は、グループ経営の基本的な考え方として、グループ会社を所管する事業部門等による連結経営を行うとともに、機能別の役割に応じた支援を行う。
 - (5) 当社グループ全体に適用される経営に関する基本的な考え方を定めた規程類を整備・運用し、これら規程類のグループ各社における共有および遵守の徹底を図る。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置する。
 - (2) 内部監査部門は、監査計画の策定及び実施に関して、監査役と連携する。
7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性、指示の実効性に関する事項
- (1) 監査役室スタッフの人事異動や評価等は、監査役の承認のうえで行う。当該使用人はもっぱら監査役の指揮命令に従う。
 - (2) 監査役室に所属する使用人を懲戒に処する場合、予め監査役の承認を得る。
 - (3) 取締役は、監査役室に所属する使用人が監査役の職務を補助することにつき不当な制約を加えない。
8. 監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役は経営会議等の当社の重要な会議に出席することができる。
 - (2) 取締役が著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (3) 当社は、監査役が取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等の重要な会議での付議事項の説明、決裁書・月次決算資料および内部監査報告書等職務の執行に関する重要な文書の供覧、社内関係部署の必要な説明等により、監査役に定常的に報告を行う。
 - (4) 内部監査部門による当社及び事業会社を含むグループ会社に対する内部監査の計画・進捗・結果については、遅滞なく監査役に報告する。
9. 監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由に不当な取扱いを受けないよう必要な規程の整備を行う。
10. 当社の監査役を執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役を執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該監査役を執行について生ずる費用の支払その他の事務は監査役室が担当する。当社は、監査役から費用の前払その他支払に関する請求があったときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役を執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
11. その他の監査役を監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 社長および最高リスク管理責任者(CRO)は、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題、監査環境の整備等の意見交換のために、監査役との定期会合を実施する。
 - (2) 内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査役との連携を図り、必要な監査役の指示に対応する。
 - (3) 当社は、監査役による監査の実効性を高めるために、監査役の往査等への適切な対応を行う。
 - (4) 当社は、監査役が必要とする場合、監査役が独自に弁護士若しくは会計士等の専門家を活用し、監査に関する助言を受ける機会を保障する。

II. 内部統制システムの運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等取締役の職務の執行に係る情報は、取締役会規則、資料管理規程等に示して取扱い、保存、管理しています。また、監査役からの要請に対しては、適時に開示・提供しています。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント規程に基づき、トップマネジメント、取締役会、経営会議等の役割と責任範囲を明確にするとともに、最高経営責任者(CEO)が議長を務めるリスクマネジメント委員会で発生頻度と影響度の観点から重要度や優先度の高いリスクを洗い出し、オペレーションリスク、ハザードリスク、戦略リスクを含む、リスクアセスメント結果を審議しています。

当社グループを取り巻くリスクとその影響を認識のうえ経営判断を行うため、各種リスクの評価を含むリスクマネジメント全体の企画、実行の総括を行う専任部署としてCSO/CRO組織にリスクマネジメント部を設置しています。同部はリスクを俯瞰的・網羅的に監視し、必要に応じてリスクマネジメント委員会で課題を共有するとともに重点リスクについては取締役会に報告しています。

個別重要案件に伴うリスクについては戦略リスク、オペレーショナルリスク、ハザードリスクの各面から経営会議で重点的な審議を実施しています。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の基本方針、内部統制システム整備の基本方針等の審議・決定ならびに取締役および執行役員

の職務の執行の監督を重点的に行っています。

業務執行の機動性を向上させるため、執行役員を設置し、重要な業務執行の決定の一部を社長執行役員および各機能領域を統括する最高職務責任者(C X O)、各事業領域を統括する事業責任者(B U長)に委任しています。また、取締役会の前置機関として最高経営責任者(C E O)が議長を務める経営会議を設置しており、取締役会で決定する事項は、予め経営会議で審議を行っています。業績は長期ビジョン、グループ経営方針等に沿った年間予算に基づき管理しています。

専任部署であるC D O組織において、最適なI Tシステムを構築し、運用しています。

内部監査規程に基づき、内部監査部が各部署に対する監査を行い、監査結果は最高経営責任者(C E O)に直接報告され、監査役にも共有されています。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「私たちの行動規範」および「グローバル・コンプライアンス・スタンダード」を制定し、遵守事項について規定しています。

「グローバル・コンプライアンス・スタンダード」に基づき、専任部署としてC S u O組織にサステナビリティ部コンプライアンス推進グループを設置するとともに各組織にコンプライアンス責任者を配置しています。また、グループコンプライアンス委員会を設置し、活動計画の策定、施策実施状況の評価を実施しています。

財務報告に関する内部統制体制を整備・運用しています。

コンプライアンスに関する相談・通報窓口を設け、人権、個人情報等に配慮し、適切に運用しています。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ経営理念を定め、当社取締役会によるグループ全体に対する監督のもと効率的かつ効果的な経営に努めています。具体的には「グループ経営規程」に基づき、グループ会社の重要事項は当社の経営会議・取締役会での審議を行い、また財務状況等の経営情報について報告も受けています。

当社グループのグループ経営は、グループ会社を所管する事業部門等が事業運営を主導することを基本とし、管理部門が機能別の役割に応じた支援を行っています。そのために規程類を整備・運用し、共有および遵守の徹底を図っています。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフを配しています。

内部監査部門は、監査計画の策定及び実施に関して、監査役と連携しています。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、指示の実効性に関する事項

監査役室の専任スタッフは、もっぱら監査役の指揮命令に従っています。

人事異動や評価等は、監査役の承認のうえで実施しており、取締役等による不当な制約はありません。

8. 監査役への報告に関する体制

監査役は経営会議等の当社の重要な会議に出席しています。

監査役に対して、取締役会や経営会議等の重要な会議での付議事項の説明、決裁書・月次決算資料および内部監査報告書等職務の執行に関する重要な文書の供覧、社内関係部署の必要な説明等、定期的に報告を行っています。また、内部監査の計画・進捗・結果については、遅滞なく監査役に報告しています。

9. 監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「グループ経営規程」等を定め、報告者が不当な取扱いを受けることのないよう規定しています。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当該費用については、監査役室が、適切に処理しています。

11. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長および最高リスク管理責任者(C R O)は、監査役と定期的に会合し、意見交換を実施しています。

内部監査部門および会計監査人は、定期的に会合し、監査役との連携を図り、必要な監査役の指示に対応しています。

監査役による監査の実効性を高めるための監査役の往査等や、外部の専門家の活用に対して、必要な支援を実施しています。

以上

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	182,146	108,140	137,269	△11,593	415,963
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△11,787		△11,787
親会社株主に帰属する当期純利益			55,422		55,422
自己株式の取得				△1,883	△1,883
自己株式の処分		0		304	304
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		238			238
土地再評価差額金の取崩			△28,572		△28,572
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	238	15,063	△1,579	13,722
当 期 末 残 高	182,146	108,378	152,332	△13,172	429,684

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 係 数 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	194	1,196	26,113	99,217	10,154	136,875	25,830	578,668
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△11,787
親会社株主に帰属する当期純利益								55,422
自己株式の取得								△1,883
自己株式の処分								304
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								238
土地再評価差額金の取崩								△28,572
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△86	△1,419	28,572	32,871	4,978	64,916	1,091	66,006
連結会計年度中の変動額合計	△86	△1,419	28,572	32,871	4,978	64,916	1,091	79,729
当 期 末 残 高	108	△224	54,686	132,088	15,132	201,791	26,921	658,395

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	101 社
主要な連結子会社の名称	株式会社レゾナック サンアロマー株式会社 鶴崎共同動力株式会社 株式会社レゾナック・ガスプロダクツ 株式会社レゾナック・パッケージング 株式会社レゾナック・ハードディスク 株式会社レゾナック・グラフィイト・ジャパン FIAMM Energy Technology S.p.A. Resonac Graphite Spain S.A.U. Resonac HD Singapore Pte. Ltd. Resonac Materials (Thailand) Co., Ltd. 力森諾科(中国)投資有限公司 四川昭鋼炭素有限公司 力森諾科材料(蘇州)有限公司 力森諾科材料(東莞)有限公司 Resonac Materials Johor Sdn. Bhd. Resonac Graphite Malaysia Sdn. Bhd. Resonac Graphite America Inc.

韓国昭和化学品株式会社は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。株式会社レゾナック電子材料九州は株式会社レゾナックを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。クラサケミカル株式会社は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

ハイパック株式会社等 22 社の非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数	12 社
持分法を適用した非連結子会社の数	1 社 ハイパック株式会社
持分法を適用した関連会社の数	11 社 HD Microsystems L.L.C. ほか

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数	43 社
持分法を適用しない非連結子会社の数	21 社 昭和電工喜多方アルミ株式会社ほか
持分法を適用しない関連会社の数	22 社 株式会社ジー・イーテクノスほか

(3) 持分法を適用しない理由

上記の非連結子会社及び関連会社については、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、GMMコーティング・プライベート・リミテッド等 7 社の決算日は 3 月 31 日であります。これらの会社については、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

その他の連結子会社の決算日は 12 月 31 日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等 以外のもの	時価法 (評価差額は主として全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	主として移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(4) 減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)	定額法
②無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき5年の定額法によっております。
③リース資産 所有権移転外ファイナンス・ リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。なお、国際財務報告基準(以下、「IFRS」といいます。)を適用している子会社は、IFRS第16号「リース」を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法を採用しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費、社債発行費等及び開発費については、支出時に全額を費用として処理しております。

(6) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②修繕引当金	製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当連結会計年度末までに負担すべき金額を計上しております。
③賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
④役員賞与引当金	取締役等に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
⑤株式給付引当金	役員株式給付規程及び株式給付規程に基づく、取締役(社外取締役を除きます。)、執行役員、理事及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
⑥事業構造改善引当金	当社及び一部の連結子会社の構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込額を計上しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

- ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。
- ③小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、半導体・電子材料、モビリティ、イノベーション材料、ケミカルの各製品の製造、販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、顧客との契約に基づき、主に顧客に製品を販売し検収を受けた時点において履行義務が充足されることから、支配が移転した時点において収益を認識しております。取引価格の算定においては、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。なお、製品の販売契約における対価は、履行義務の充足時点である製品の引き渡し後、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(9) グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内子会社は、グループ通算制度を適用しております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたり均等償却しております。

なお、2010年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんについても、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたり均等償却しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	半導体・電子材料	モビリティ	イノベーション材料	ケミカル	計		
地域別							
日本	68,784	93,847	62,056	374,202	598,889	14,682	613,571
中国	125,380	25,757	20,604	36,877	208,617	693	209,310
アジア(中国除く)	238,694	59,161	7,986	23,208	329,049	2,711	331,760
その他	12,279	34,906	6,585	83,104	136,873	97,763	234,636
外部顧客への売上高	445,136	213,671	97,231	517,390	1,273,428	115,849	1,389,277

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ライフサイエンス関連事業等を含んでおります。

2 売上高は主に顧客との契約から認識された収益であり、その他の源泉から認識された収益の額に重要性はありません。

3 地域別の収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

4 当連結会計年度より、アルミ機能部材事業について、報告セグメントを「イノベーション材料」から「モビリティ」に変更しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (8) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 株式会社レゾナックの子会社化により認識されたのれんを含む無形固定資産の減損の兆候に関する判断

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、株式会社レゾナック（以下、「REC 社」といいます。）の子会社化に係るのれん 262,733 百万円、顧客関連資産 118,357 百万円、その他の無形固定資産 20,989 百万円を計上しております。当該のれんを含む無形固定資産の減損の兆候に関する判断は、事業に関連する資産グループにのれんを含む無形固定資産を加えた、より大きな単位（以下、「のれんを含む資産グループ」といいます。）で行われております。2024 年 12 月 31 日現在ののれんを含む資産グループに配分されている金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント又は事業セグメント	のれん	顧客関連資産	その他の無形固定資産
半導体・電子材料	205,365	98,428	15,101
モビリティ	33,085	13,931	3,005
イノベーション材料	14,618	5,998	1,521
その他	9,665	—	1,362
合 計	262,733	118,357	20,989

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれんの減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、のれんを含む資産グループで行います。

REC 社の超過収益力として認識されたのれんを含む無形固定資産は、定期的に償却されております。しかし、子会社化当初の事業計画どおりに業績が進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、回収可能価額を著しく低下させる変化もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているか、又は生じる見込みである場合には、減損の兆候があると判断しております。減損の兆候に該当する場合には、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として測定しております。

当社グループは、これらの事象が生じているか否か、又は生じる見込みであるか否かの観点で、特にのれんを含む資産グループの当連結会計年度までの業績及び翌連結会計年度以降の事業計画を勘案し、当連結会計年度において減損の兆候を判定しております。

減損の兆候判定において利用している事業計画には、のれんを含む資産グループの関連する市場の成長に伴う売上高の増加といった主要な仮定が含まれております。当該仮定は、市場環境の変化等により影響を受けるため不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんを含む無形固定資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。なお、当社グループは上記の仮定が合理的な範囲で変動する限りにおいて、のれんを含む資産グループに関する減損損失が発生する可能性は低いと判断しております。

(追加情報)

株式給付信託 (BBT、J-ESOP)

当社は、2016年3月30日開催の第107回定時株主総会決議に基づき、2016年5月11日より、取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」(以下、「BBT」といいます。)を導入し、2022年3月30日開催の第113回定時株主総会の決議により BBT を改定しております。また、2023年11月21日及び2024年2月14日開催の取締役会に基づき、当社及び当社の子会社の管理職である一部の従業員（以下、「対象従業員」といいます。）に対するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「J-ESOP」といいます。)を導入しました。

(1) 制度の概要

BBT は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の取締役等に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社は取締役等に対し、毎年業績に連動してポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を参考に、取締役及び執行役員に対しても同取扱いを読み替えて適用し、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

J-ESOP は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社は、対象従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に従い、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により純資産の部に自己株式として計上しております。

BBT が所有する当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末 236 百万円及び 209 千株、当連結会計年度末 1,642 百万円及び 572 千株であります。

J-ESOP が所有する当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末一百万円及び一千株、当連結会計年度末 155 百万円及び 42 千株であります。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記していた「固定資産賃貸料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「雑収入」に含めております。なお、前連結会計年度の「固定資産賃貸料」は 1,599 百万円であります。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「雑支出」に含めていた「資金調達費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「資金調達費用」は 438 百万円であります。

前連結会計年度において、独立掲記していた「事業譲渡益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「特別利益」の「その他」に含めております。なお、前連結会計年度の「事業譲渡益」は 24,638 百万円であります。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「事業構造改善引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「事業構造改善引当金繰入額」は 20 百万円であります。

前連結会計年度において、独立掲記していた「特別退職金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「特別損失」の「その他」に含めております。なお、前連結会計年度の「特別退職金」は 6,573 百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
有形固定資産 7,956 百万円
担保に係る債務の金額
長期借入金 600 百万円
(含 1 年以内返済予定額)
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,144,655 百万円
3. 保証債務
関係会社等の借入金等に対する保証債務 3,459 百万円
4. 偶発債務
(株)レゾナック及びその連結子会社である FIAMM Energy Technology S.p.A. は、2023 年 11 月 30 日に、欧州委員会より、欧州経済領域 (EEA) 域内における自動車用の始動用バッテリーの供給に関して、欧州競争法違反の嫌疑に関する異議告知書を受領しました。なお、現時点で損失の発生の可能性及び金額を合理的に見積ることは困難であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 184,901,292 株
※普通株式には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 572,900 株及び株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式 42,600 株を含めております。
2. 剰余金の配当に関する事項
① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024 年 3 月 26 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,787	65	2023 年 12 月 31 日	2024 年 3 月 27 日

(注) 「配当金の総額」には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 (2023 年 12 月 31 日基準日: 209,900 株) に対する配当金 14 百万円を含めております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025 年 3 月 26 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,787	65	2024 年 12 月 31 日	2025 年 3 月 27 日

(注) 「配当金の総額」には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 (2024 年 12 月 31 日基準日: 572,900 株) に対する配当金 37 百万円及び株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式 (2024 年 12 月 31 日基準日: 42,600 株) に対する配当金 3 百万円を含めております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除きます。) の目的となる株式の種類及び数
普通株式 21,561,017 株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な長期資金については主に設備投資計画等に基づき銀行借入、社債の発行等によって調達するとともに、短期的な運転資金を銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行等により調達しております。一時的な余資については、利回りが確定しており、かつ元本割れの可能性が極めて少ない金融商品に限定して運用することとしております。デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、輸出取引等により発生する外貨建ての債権は、為替レートの変動リスクに晒されておりますが、為替リスクの管理について定めた社内規程に基づき、為替予約取引及び通貨オプション取引を利用することでヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は主に取引先企業等との関係の維持・強化のために保有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内の支払期日であります。また、原料等の輸入に伴う外貨建ての債務は、為替レートの変動リスクに晒されておりますが、為替リスクの管理について定めた社内規程に基づき為替予約取引を利用することでヘッジしております。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーについては、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金及び社債については、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を利用することによりリスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務及び外貨建資金調達取引に係る為替相場の変動リスクのヘッジを目的とした為替予約取引、通貨オプション取引及び通貨スワップ取引、金利変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ取引、商品の売買契約に対する市況変動リスクのヘッジを目的とした先渡取引、コモディティスワップ等であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券	479	479	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	(23,645)	(23,609)	(36)
(3) 1年内償還予定の社債	(60,000)	(59,940)	(60)
(4) 社債	(315,000)	(303,582)	(11,418)
(5) 長期借入金	(549,895)	(556,747)	6,852
(6) デリバティブ取引	(1,367)	(1,367)	—

(※1) 負債で計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	71,152

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	479	—	—	479
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(1,419)	—	(1,419)
商品関連	—	52	—	52

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	(23,609)	—	(23,609)
1年内償還予定の社債	—	(59,940)	—	(59,940)
社債	—	(303,582)	—	(303,582)
長期借入金	—	(556,747)	—	(556,747)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

活発な市場における相場価格により評価しており、レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等を使用して評価しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金の一部については金利スワップの特例処理の対象とされ、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

1年内償還予定の社債及び社債

社債の時価については、市場価格（売買参考統計値）に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	3,494 円 12 銭
1 株当たり当期純利益	306 円 59 銭

※当連結会計年度における普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (J-ESOP) が所有する当社株式を含めております。なお、当連結会計年度において、当該株式給付信託 (BBT) 及び当該株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式の期中平均株式数は 540 千株及び 35 千株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

石油化学事業のパーシャル・スピノフに向けたグループ組織再編

当社は、2024 年 10 月 22 日開催の取締役会において、当社、株式会社レゾナック (以下、「レゾナック」といいます。) 及びクラサケミカル株式会社 (以下、「クラサケミカル」といいます。) を当事者とするグループ組織再編 (以下、「本組織再編」といいます。) を実施することを決議し、2025 年 1 月 1 日を効力発生日として実施しました。

(1) 本組織再編の概要

2025 年 1 月 1 日付けで、レゾナックの完全子会社であるクラサケミカルに当社及びレゾナックから石油化学事業の吸収分割 (以下、「本吸収分割」といいます。) を行うとともに、同日付けで、レゾナックが有するクラサケミカル株式を当社へ現物配当 (以下、「本現物配当」といいます。) しました。

(2) 本組織再編の日程

取締役会決議日	2024 年 10 月 22 日
本吸収分割契約締結日	2024 年 10 月 22 日
株主総会決議日 (本吸収分割の承認) (クラサケミカル)	2024 年 10 月 22 日
株主総会決議日 (本現物配当の承認) (レゾナック)	2024 年 10 月 22 日
本吸収分割の効力発生日	2025 年 1 月 1 日
本現物配当の効力発生日	2025 年 1 月 1 日

(注) 1 当社及びレゾナックにとって、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、当社及びレゾナックの株主総会による吸収分割契約の承認を得ずに行いました。

2 レゾナックによる当社への本現物配当は、会社法第 309 条第 2 項に定める金銭分配請求権を与えない現物配当となるため、株主総会の特別決議が必要となります。

(3) 本吸収分割の要旨

①本吸収分割の方式

当社及びレゾナックを分割会社とし、クラサケミカルを承継会社とする吸収分割です。

②本吸収分割に係る割当の内容

クラサケミカルは、本吸収分割に際して当社に対して普通株式 1,000 株を発行し、レゾナックに対しても普通株式 1,000 株を発行しました。

③本吸収分割に係る新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行した新株予約権・新株予約権付社債について本吸収分割による変更はありません。レゾナックは新株予約権・新株予約権付社債を発行していません。

④本吸収分割により増減する資本金

該当事項はありません。

⑤承継会社が承継した権利義務

クラサケミカルは、当社及びレゾナックの石油化学事業が有する資産、債務及び契約その他権利義務を吸収分割契約書に定める範囲において承継しました。

⑥債務履行の見込み

本吸収分割の効力発生日以降において、クラサケミカルが負担すべき債務について、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(4) 分割した部門の事業内容

石油化学製品、有機化学製品、合成樹脂製品の製造・販売を中心とする石油化学事業

(その他の注記)

1. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当社及び一部の連結子会社は事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価額による方法

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と 30,573百万円
再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額)

2. 減損損失

減損損失を認識した主要な資産の内訳は、以下のとおりであります。

場 所	用 途	種 類	金 額 (百万円)
マレーシア	黒鉛電極製造設備他	建物及び構築物	3,697
		機械装置及び運搬具	6,578
		工具、器具及び備品	441
		土地	1,300
		建設仮勘定	281
		計	12,298
長野県大町市	黒鉛電極製造用地他	土地	9,506
		計	9,506
千葉県市原市	ハードディスク製造設備他	建設仮勘定	1,265
		無形固定資産(その他)	74
		計	1,339

当社グループは、原則として事業部を基準としてグルーピングを行っております。なお、一部の連結子会社については、規模等を鑑み、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。また、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度は、当社及び一部の連結子会社において、経営環境の著しい悪化、遊休化等により回収可能価額が帳簿価額を下回る資産について減損処理を行い、減損損失24,480百万円を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物3,876百万円、機械装置及び運搬具7,625百万円、工具、器具及び備品443百万円、土地10,806百万円、リース資産62百万円、建設仮勘定1,546百万円、無形固定資産(その他)74百万円、投資その他の資産(その他)47百万円です。

なお、回収可能性の算定にあたっては、遊休資産については正味売却価額を使用し、その他の資産については主として正味売却価額を使用しております。正味売却価額については処分価格等で算出しております。

3. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

第116期 (2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	182,146	66,722	52,813	119,535	10,001	212	5,000	134,451	149,664	△11,593	439,753
当期変動額											
剰余金の配当				-				△11,787	△11,787		△11,787
固定資産圧縮積立金の取崩				-		△89		89	-		-
当期純利益				-				25,909	25,909		25,909
自己株式の取得				-					-	△1,883	△1,883
自己株式の処分			0	0						304	304
土地再評価差額金の取崩				-				△35,020	△35,020		△35,020
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	0	0	-	△89	-	△20,810	△20,898	△1,579	△22,477
当期末残高	182,146	66,722	52,813	119,535	10,001	124	5,000	113,641	128,766	△13,172	417,276

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	26,877	26,877	466,629
当期変動額			
剰余金の配当			△11,787
固定資産圧縮積立金の取崩			-
当期純利益			25,909
自己株式の取得			△1,883
自己株式の処分			304
土地再評価差額金の取崩			△35,020
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,020	35,020	35,020
当期変動額合計	35,020	35,020	12,543
当期末残高	61,896	61,896	479,172

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法に基づく原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法に基づく原価法 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | |
| (1) 有形固定資産 | 定額法 |
| (2) 無形固定資産 | 定額法 |
| 4. 繰延資産の処理方法 | 社債発行費等については、支出時に全額を費用として処理しております。 |
| 5. 引当金の計上基準 | |
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。 |
| (3) 役員賞与引当金 | 取締役を支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。 |
| (4) 株式給付引当金 | 役員株式給付規程及び株式給付規程に基づく、取締役(社外取締役を除きます。)、執行役員、理事及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。 |
| 6. 収益及び費用の計上基準 | 当社では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく受取配当金及び受取利息並びに企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入等を除き、顧客との契約に基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。
当社は、当社グループの戦略立案及び当社グループ全体の統括管理を主な事業とし、子会社との契約に基づき経営指導等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されると判断しており、契約期間にわたり収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。 |

(収益認識に関する注記)

- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

株式会社レゾナック株式の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式には、株式会社レゾナックに対するものが911,697百万円含まれております。

非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要になります。また、企業買収により超過収益力を見込んで関係会社株式等の取得を行った場合は、当該超過収益力が見込めなくなった段階で、実質価額が著しく低下したとして評価損の認識が必要となります。

当社は、2023年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であったHCホールディングス株式会社（以下、「HCH社」といいます。）を吸収合併消滅会社とし、HCH社の完全子会社であった株式会社レゾナック（旧昭和電工マテリアルズ株式会社、以下、「REC社」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併を行いました。HCH社は、REC社の株式を所有することにより、事業活動の支配及び管理を主たる目的として設立された当社の完全子会社であります。

当社は、HCH社を通じてREC社への投資を行い、HCH社は、REC社の超過収益力を見込んでREC社の純資産より高い価額でREC社株式を取得いたしました。当社は、REC社の実質価額を算定した結果、実質価額に著しい低下は生じていないと判断しております。当社の連結財務数値にはREC社の子会社化により認識されたのれんを含む無形固定資産が多額に含まれているため、当該のれんを含む無形固定資産の減損の兆候に関する判断が、REC社株式の評価に重要な影響を及ぼします。このため、REC社の超過収益力については、連結貸借対照表に計上されているのれん等と同様の仮定が含まれますが、その内容は連結計算書類の「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載している内容と同一であります。

当事業年度において、REC社株式の実質価額は帳簿価額と比較して著しく低下しておりませんが、REC社の超過収益力に関する主要な仮定については不確実性を伴い、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。なお、当社は上記の仮定が合理的な範囲で変動する限りにおいて、重要な関係会社株式評価損が発生する可能性は低いと判断しております。

(追加情報)

株式給付信託 (BBT、J-ESOP)

「株式給付信託 (BBT、J-ESOP)」について、連結計算書類の「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において、独立掲記していた「為替差益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「雑収入」に含めております。なお、前事業年度の「為替差益」は2,397百万円であります。

前事業年度において、「営業外費用」の「雑支出」に含めていた「資金調達費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「資金調達費用」は438百万円です。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	526百万円
2. 保証債務等	
関係会社等の借入金等に対する保証債務	4,650百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	377,763百万円
長期金銭債権	62,523百万円
短期金銭債務	176,505百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業収益	17,196百万円
営業費用	7,099百万円
営業取引以外の取引高	12,158百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	4,176,378株
------	------------

※普通株式には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式572,900株及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式42,600株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

有価証券	7,071百万円
固定資産減損処理	7,622百万円
繰越欠損金	4,567百万円
未払事業税	1百万円
未確定債務	141百万円
賞与引当金	239百万円
貸倒引当金	605百万円
その他	459百万円
繰延税金資産小計	20,706百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,554百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,245百万円
評価性引当額小計	△13,799百万円
繰延税金資産合計	6,907百万円

(繰延税金負債)

時価評価による簿価修正額	△2,340百万円
固定資産圧縮積立金	△55百万円
その他	△172百万円
繰延税金負債合計	△2,566百万円
繰延税金資産（負債）の純額	4,341百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社レゾナック	(所有) 直接 100.0%	出資 資金の貸付 CMS取引 経営管理 土地・建物の賃貸	資金の貸付(注1)	46,600	短期貸付金	46,600
				受取利息	9,532	1年内回収 予定の長期 貸付金	275,000
						長期貸付金	54,800
						未収利息	1,683
子会社	株式会社レゾナック	(所有) 直接 100.0%	出資 資金の貸付 CMS取引 経営管理 土地・建物の賃貸	CMSによる資金預り (注1)	102,631	預り金	138,369
				支払利息	87	未払利息	21
				経営管理料の受取 (注2)	8,901		
子会社	株式会社レゾナック	(所有) 直接 100.0%	出資 資金の貸付 CMS取引 経営管理 土地・建物の賃貸	不動産賃貸収入 (注3)	8,295	未収入金	2,121
孫会社	Resonac Europe GmbH	(所有) 間接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付(注1)	1,605	短期貸付金	17,317
				受取利息	711	未収利息	33

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額は前期末残高からの増減額を記載しております。利率等は市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 取引価格等については、取引規模等を総合的に勘案し、株式会社レゾナックと交渉の上、決定しております。

(注3) 賃貸条件は近隣相場を勘案の上、合理的な判断から決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,651円39銭

1株当たり当期純利益 143円33銭

※当事業年度における普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式を含めております。なお、当事業年度において、当該株式給付信託(BBT)及び当該株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式の期中平均株式数は540千株及び35千株であります。

(その他の注記)

1. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める、地価税評価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と 44,241百万円

再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額)

2. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

株式会社レゾナック・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 久 善 栄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 宮 晋 伍

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 會 田 大 央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レゾナック・ホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レゾナック・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程

で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

株式会社レゾナック・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 久 善 栄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 宮 晋 伍

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 會 田 大 央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レゾナック・ホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するため

のセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上